

現 行	改 正 案
<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 サポートプラザの施設を使用しようとする者(条例第7条ただし書に規定する施設を使用しようとする者を除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例別表に掲げる施設以外の施設を使用しようとする者は、使用簿に氏名、性別、年齢、住所及び電話番号を記載することにより、これに代えることができる。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、代表者及び担当者の氏名(以下「申請者の氏名等」という。)</p> <p>(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数(以下「使用日時等」という。)</p> <p>2 前項本文の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 住所又は事務所の所在地が本市内である青少年、青少年団体又は青少年育成者等(青少年の育成に取り組む個人又は団体として教育委員会が認めるものをいう。)が多目的ホールを使用しようとする場合 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の6月前の日の属する月の第1土曜日から使用日の7日前(教育委員会が適当と認める場合にあつては、当日)まで</p> <p>(2) 前号に規定するもの以外のものであつて、住所又は事務所の所在地が本市内であるものが多目的ホールを使用しようとする場合 使用日の5月前の日の属する月の第1土曜日から使用日の7日前(教育委員会が適当と認める場合にあつては、当日)まで</p> <p>(3) 前2号に規定するもの以外のもので多目的ホールを使用しようとする場合 使用日の4月前の日の属する月の第1土曜日から使用日の7日前(教育委員会が適</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 条例別表に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続(以下「ウェブ申込み」という。)をしなければならない。</p> <p>2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 市内青少年等(住所又は事務所の所在地が市内である青少年、青少年団体又は青少年育成者等(青少年の育成に取り組む個人又は団体として教育委員会が認めるものをいう。)をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る抽選申込み 使用日の7月前の日の属する月の25日から末日まで</p> <p>(2) 市内青少年等の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の2日の正午(1月にあつては、5日の正午)から使用日の当日まで</p> <p>(3) 市内一般使用者(住所又は事務所の所在地が市内であるものであつて、市内青少年等以外のものをいう。以下この項において同じ。)の使用に係る抽選申込み 使用日の6月前の日の属する月の25日から末日まで</p> <p>(4) 市内一般使用者の使用に係る先着申込み 使用日の5月前の日の属する月の2日の正午(1月にあつては、5日の正午)から使用日の当日まで</p> <p>(5) 市外使用者(市内青少年等及び市内一般使用者以外のものをいう。)の使用に係る先着申込み 使用日の4月前の日の属する月の2日の正午(1月にあつては、5日の正午)から使用日の当日まで</p> <p>3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から7日以内(先着申込みの日から6日以内に使用する場合は、使用日の当日まで)に、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったもの</p>

現 行	改 正 案
<p>当と認める場合にあっては、当日)まで</p> <p>(4) 第1号に規定するものが多目的ホール以外の施設を使用しようとする場合 使用日の4月前の日の属する月の第1土曜日から使用日の当日まで</p> <p>(5) 第2号に規定するものが多目的ホール以外の施設を使用しようとする場合 使用日の3月前の日の属する月の第1土曜日から使用日の当日まで</p> <p>(6) 第3号に規定するものが多目的ホール以外の施設を使用しようとする場合 使用日の2月前の日の属する月の第1土曜日から使用日の当日まで</p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 集会施設等使用者は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>2 教育委員会は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。<u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。</u></p> <p>(使用時間の超過)</p> <p>第9条 集会施設等使用者の使用時間の<u>超過は</u>、サポートプラザの運営に支障のない場合に限り許可する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端</p>	<p>とみなす。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、代表者及び担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p>4 <u>条例別表に掲げる施設以外の施設（条例第7条ただし書に規定する施設を除く。）を使用しようとする者は、使用日の当日に、使用簿に氏名、年齢、住所及び電話番号を記載しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他教育委員会が特別の事情があると認める場合の申請の手續は、教育委員会が定める。</u></p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 集会施設等使用者は、<u>使用附属設備、使用目的又は使用人数の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>2 教育委員会は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。</p> <p>(使用時間の超過)</p> <p>第9条 集会施設等使用者の使用時間の<u>超過（第4条及び第5条に定める手續により許可を受けた使用時間と引き続く条例別表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用することをいう。）は、使用日の当日に限り申請することができるものと</u>し、サポートプラザの運営に支障のない場合に限り許可する。</p>

現 行	改 正 案
<p>数は切り捨てるものとする。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 集会施設等使用者は、サポートプラザの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略-----  (2) }  (3) }</p> <p>(附属設備等)</p> <p>第11条 -----略-----</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 集会施設等使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割</p> <p>(3) <u>集会施設等使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、教育委員会が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割</u></p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>2 -----略-----</p> <p>3 <u>超過時間の使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 集会施設等使用者は、サポートプラザの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書<u>その他の教育委員会が必要と認める書類</u>を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略-----  (2) }  (3) }</p> <p>(附属設備等)</p> <p>第11条 -----略-----</p> <p>2 <u>附属設備等の使用料は、使用日の当日に納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の充当及び還付)</p> <p>第13条 <u>集会施設等使用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</u></p> <p>2 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 集会施設等使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料（<u>充当をしたときは、その額を控除した額</u>）の5割</p> <p>3 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書<u>その他の教育委員会が必要と認める書類</u>を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(読替え)</p> <p>第22条 指定管理者がサポートプラザの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条</u>、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、<u>第13条第1項</u>並びに第17条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">附属設備等使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>-----略-----</p> </div> <p>備考</p> <p>1 } 2 } 3 } -----略-----</p> <p>4 集会施設等使用者の住所（法人その他の団体にあつては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の<u>10割増しの使用料</u>を徴収する。</p>	<p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(読替え)</p> <p>第22条 指定管理者がサポートプラザの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第2項及び第3項</u>、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条並びに第17条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">附属設備等使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>-----略-----</p> </div> <p>備考</p> <p>1 } 2 } 3 } -----略-----</p> <p>4 集会施設等使用者の住所（法人その他の団体にあつては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の<u>10割の割増使用料</u>を併せて徴収する。</p>